

◆参考資料「自治基本条例に関するおもな規定内容について」

総則

総則規定	
名称	<p>○自治基本条例、まちづくり条例、まちづくり基本条例、市民基本条例など表現は多様。</p> <p>案1) 条例の中身がかたまった時点で名称について審議する。(仮称を用いる) 案2) 最初に名称を決定する。</p> <p>「まちづくり基本条例」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まちづくり」…市民生活に係る様々な分野において、地域等を、より良いものとするための取組。(岐阜市住民自治基本条例) ・言葉の印象がやわらかい。 ・今までも様々なところで使用されており、意味合いが広い。(ハード的な印象) <p>「自治基本条例」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住民自治」…市民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めること。(岐阜市住民自治基本条例) ・言葉の印象がかたい。 ・意味合いがはっきりしている。 <p>※但し「まちづくり」と「住民自治」について両者に大差はないものとする向きもあり市民に向けてやわらかい印象を持たせる意味で「まちづくり」を用いる自治体もある。</p>
前文	<p>○法令制定の由来、趣旨、基本原則、制定者の決意など。</p> <p>○表現は自由度高い。(抒情的、口語調など)</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①まちの歴史、文化、環境や自治の取組み ②それを発展させた新たな自治のかたちやまちのあるべき姿 ③その実現には市民の主体性、参加・協働が重要であること ④自治基本条例を制定する意義や目的、市民の決意 <ul style="list-style-type: none"> ・市民憲章を尊重する記述。 ・郡上市の歴史や文化、現状をあらわす記述。 ・条例制定の基本的理念やこれから郡上市がめざす姿の記述。 ・条例制定のキーワードとなる「協働」「自治」「役割(責務)」の記述。
目的	<p>○条例に規定する基本的事項と条例が何を指すかを簡潔に示す。</p> <p>○条例の理解を助けるとともに、条例の運用・解釈に当たっての基準・指針となる。</p> <p>・いつまでも住み続けられる地域(前文)の実現を図るために、市民と議会と行政のそれぞれの役割、責務を明確にし、協働のまちづくりを進める。</p>
定義	<p>○人が判断して一義的に確定しているといふ難い場合に、定義づけを行い、条例の内容について異なる解釈の余地をなくす。</p> <p>○条例の中で使用するために造られた語句(造語)の意味を示す。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市民(市内在住、就業、通勤、法人、外国人) →住民投票に関連するので注意 ②協働(主体性、相互協力) ③参画・参加 ④まちづくり等 <p>おもな用語</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民」「市」「執行機関」「協働」「まちづくり」「住民自治」※「自治体」については、用語の定義として掲載はしないものの解説等に掲載をする。 ・その他、条文を作成していくなかで出てくる用語を定義付けてゆく。
位置づけ	<p>○自治基本条例のほとんどが、条例を「最高規範」と位置付けているが、その尊重義務、他の条例・規則等の適合と体系化の義務を規定するにとどまっている。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①最高法規であること ②基本条例であること <p>・位置づけとしては、郡上市の自治における最高法規(規範)とする。</p> <p>・但し、「最高法規(規範)」というストレートな言葉で表現するのか、もう少しやわらかな表現とするかは、全体の条例のイメージにより決定。</p>
基本理念	<p>○当該自治体の自治の基本原則や基本理念を定める。</p> <p>※条例制定のための基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が主権者であることの記述。
基本原則	<p>○前文や目的ののっとり、これからの新しい自治の原則や理念を定める。</p> <p>※自治及びまちづくりの基本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有。 ・市民の市政参画。 ・協働によるまちづくり ・地域の特性を生かすまちづくり。